

環境委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 東扇島堀込部土地造成事業に伴う川崎市と東海旅客 鉄道株式会社との基本協定締結について

資 料 東扇島堀込部土地造成事業に伴う川崎市と東海旅客鉄道株式会社との
基本協定締結について

参 考 東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行
に関する基本協定書

港 湾 局

(平成30年4月19日)

1. 概要

川崎市と東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）は、「東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定」を、平成30年3月20日に締結いたしました。市内にある中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を、東扇島堀込部土地造成事業の埋立用材として有効活用することで、本市財政負担の軽減が図られるとともに、埋立用材の安定確保により土地需要に対応した早期の土地造成を実現することが可能となります。

2. 経緯

平成29年	6月1日	JR東海からの建設発生土の受入要請
	6月16日	環境委員会<東扇島堀込部土地造成事業に係る建設発生土の受入要請等について>
	8月28日	受入要請に対する本市の回答 発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書の締結
	8月30日	環境委員会<東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方について>
	10月11日	公有水面埋立免許の出願
	12月14日	公有水面埋立の出願に関する議決
平成30年	2月9日	国土交通大臣の認可
	3月1日	公有水面埋立免許の取得・告示
	3月16日	平成30年度予算議案可決
	3月20日	東扇島堀込部土地造成事業に伴う川崎市と東海旅客鉄道株式会社との基本協定締結
	3月23日	環境委員会<基本協定締結について【机上配布】>

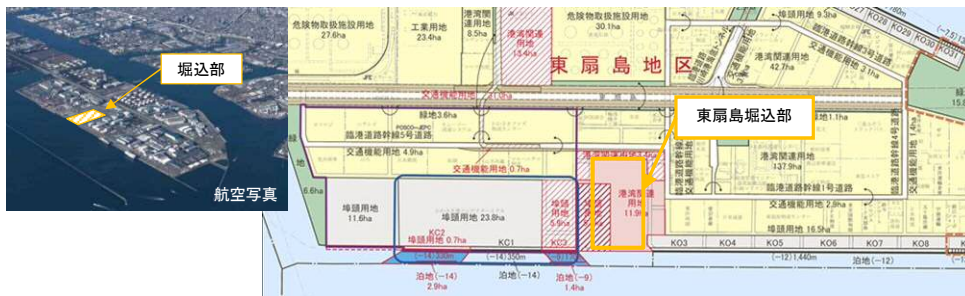
3. 東扇島堀込部土地造成事業

(1) 事業の目的

川崎港における港湾物流機能の強化と企業活動の継続性を確保することを目的として、増加するコンテナ貨物や完成自動車に対応する用地を確保するため、東扇島堀込部において建設発生土を埋立用材として受入れて、海面埋立による土地造成を行います。

(2) 事業の概要

埋立面積：約13.2ha 整備内容：護岸築造工事、埋立工事、基盤整備工事等
埋立土量：約140万m³ 事業費：約240億円（内埋立関連約200億円）



4. 建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書

JR東海より、中央新幹線事業に伴う市内梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を東扇島堀込部土地造成事業において受け入れることについて、本市に要請がありました。これを受け、平成29年8月に本件に関する覚書を締結しました。

【覚書の主な内容】

- ① 受入予定期間及び取扱予定土量
 - ・平成32年度から平成37年度
 - ・概ね140万m³
- ② 建設発生土の品質等
 - ・廃棄物処理法に規定する建設汚泥でないもの。
 - ・海防法など公有水面埋立免許で定める基準等に適合するもの。
- ③ 役割分担
 - JR東海：積出地までの運搬、積出地から受入地までの搬入
 - 市：護岸築造工事、埋立管理、基盤整備等
- ④ 費用負担
 - JR東海：護岸築造工事、埋立管理費用等
 - 市：基盤整備費用等（埋立竣功後）
- ⑤ 解除
 - ・埋立免許が取得できない場合は解除

5. 本市とJR東海との基本協定

平成30年3月20日、「建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」に基づき、東扇島堀込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定を締結しました。

【基本協定の主な内容】

- ① 工事の位置及び範囲
- ② 協定の期間
 - ・締結日より平成38年3月31日まで
- ③ 工事の内容及び施行
 - ・川崎市は護岸築造工事・埋立管理等を行う
- ④ 発生土の運搬及び搬入
 - ・JR東海は、できる限り鉄道貨物を利用して臨海部の積出地まで運搬し、積出地から海上輸送により発生土の受入地まで搬入する
 - ・発生土の予定取扱土量は概ね140万m³
- ⑤ 発生土の品質等
 - ・公有水面埋立免許で定める基準等に適合するもの
 - ・発生土の品質に関する検査方法については、甲乙協議の上定める
- ⑥ 工事の費用及び負担等
 - ・工事に必要な費用はJR東海が負担

6. 今後のスケジュール（予定）

平成30年度 工事着手
平成32年度以降 発生土の搬入
平成40年度以降 土地利用の推進

東扇島掘込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等の
施行に関する基本協定書

川崎市（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成29年8月28日付けで締結した「中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島掘込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」第8条に基づき、次のとおり、東扇島掘込部土地造成事業に伴う護岸築造工事及び埋立管理等（以下「工事」という。）の施行に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、工事の施行について基本的な事項を定めたものであり、工事の施行にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、円滑な推進を図るものとする。

（工事の位置及び範囲）

第2条 工事の位置及び範囲は、別紙-1「工事の位置及び範囲」とおりとする。

（協定の期間及び工程）

第3条 本協定の期間は、協定締結の日から平成38年3月31日までとし、工程は、別紙-2「工程表」とおりとする。

2 工事状況等により、協定の期間又は工程の変更を行う場合は、別途甲乙協議するものとする。

（工事の内容及び施行）

第4条 甲は、次の工事を施行するものとする。

- (1) 護岸築造工事
- (2) 埋立管理
- (3) (1) 及び (2) の事務に係る業務

（発生土の運搬及び搬入）

第5条 甲は、乙が中央新幹線梶ヶ谷非常口におけるシールドトンネル工事で搬出する建設発生土（以下「発生土」という。）を受け入れ、その発生土を用いて埋立管理を施行するものとする。

2 乙は、関係者と調整のうえ、乙の責任において、発生土を川崎市内梶ヶ谷非常口からできる限り鉄道貨物を活用して臨海部の積出地まで運搬し、積出

地から海上輸送により発生土の受入地まで搬入するものとする。なお、甲は、乙が行う積出地から受入地までの海上輸送に関する関係者の調整については、必要に応じて協力するものとする。

- 3 発生土の取扱予定土量は、概ね140万立方メートルとする。なお、予定土量に変更が生じた場合については、甲乙協議を行うものとする。
- 4 甲は、発生土の輸送時期、土量及び場所等の引渡しの詳細について甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（発生土の品質等）

第6条 発生土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する建設汚泥（コン指数が200kN/m²未満）でないものとする。

- 2 発生土の品質は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月、総理府令第6号）によって定められた水底土砂に係る判定基準など、甲が公有水面埋立免許で定める基準等に適合するものとし、乙は発生土の搬入にあたっては、甲の指示に従うものとする。
- 3 甲は、発生土の品質に関する検査方法について、甲乙協議のうえ、受入開始日までに定めるものとする。
- 4 発生土の品質を確認した結果、基準を満足しないものであることが判明した場合、甲は、その発生土の受入れを拒否できるものとする。

（工事の費用及び負担等）

第7条 工事に必要な費用（以下「工事費」という。）は、別紙-3「概算額調書」とおり、概算19,987,920千円とし、全額乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。
- 3 甲と乙は、各年度の工事費について、協議のうえ、別途覚書を締結するものとする。
- 4 甲は、工事の施行にあたり、できる限り工事費の縮減に努めるものとする。

（年度協定）

第8条 甲と乙は、各年度の工事の施行にあたり、当該年度ごとに工事内容、工事費の支払額、支払い時期及び方法など必要な事項について、協議のうえ、年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

3 年度協定に掲げる工事内容については、甲が工事費の範囲において債務負担行為により契約することを妨げないものとする。

(設計変更等)

第9条 工事の内容を変更する場合又は、物価労賃の変動等により工事費(消費税等を除く)に変更が生じる場合は、甲乙協議するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第10条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることを鑑み、工事の施行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の推進を図るものとする。

(進捗状況の報告)

第11条 乙は、必要に応じて、甲に対して進捗状況の報告を求めることができるものとする。

(工事实績の確認及び工事費の精算)

第12条 工事实績の確認及び工事費の精算に係る事項は、年度協定において定めるものとする。

(財産の帰属及び管理)

第13条 護岸及び埋立地等の財産所有権は、甲に帰属するものとし、維持管理は甲の費用負担にて行うものとする。

(行政上の手続き等)

第14条 工事に伴う行政上の手続き等は、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(損害の負担)

第15条 工事の施行に伴い発生した損害は、甲乙それぞれの責めに帰する場合を除き、その都度甲乙協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第16条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等は、乙の責に帰す場合を除き、

甲の責任において対処するものとする。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、本協定の実施に伴い知り得た秘密について、相手方の承諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、公知の事実又は第三者から適法に取得した事実については、この限りではない。

(情報公開)

第18条 本協定及び本協定に関する資料を第三者に公開する必要がある場合は、川崎市情報公開条例に基づき、取り扱うものとする。

(解除)

第19条 甲及び乙は、相手方が本協定に定められた義務の履行を怠り、また、相当の期間において催促を行ったにもかかわらず、その履行が果たされない場合、相手方に書面による通告のうえ、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

第20条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して対処するものとする。

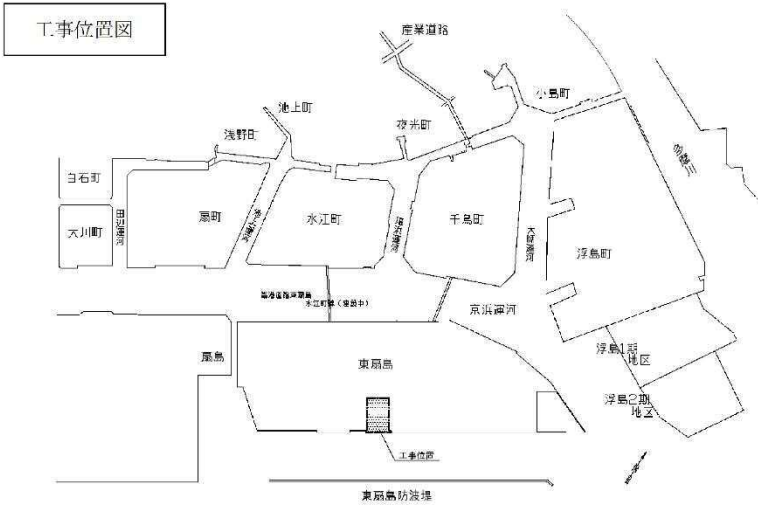
以上、本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年 3月20日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

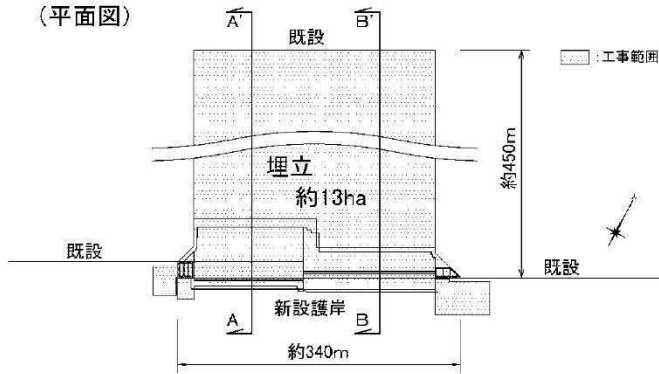
乙 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英

工事の位置及び範囲

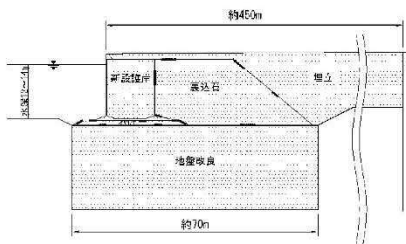


工事範囲図

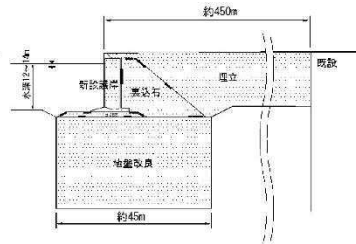
(平面図)



(A-A'断面図)



(B-B'断面図)



工程表

内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	備考
護岸築造工事	■								
埋立管理	■								
事務業務	■								
発生土の搬入			■						受入地まで乙が搬入

概算額調書

(単位: 千円)

種別	概算額	備考
護岸築造工事費	12,757,990	
埋立管理費	7,130,490	
事務費	99,440	
合計	19,987,920	※消費税等を含む